

総務くらし建設委員会会議録

開 会 日	令和3年2月22日（月）午前9時30分
閉 会 日	令和3年2月22日（月）午前11時43分
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室
出席委員	委員長 さとうゆみ 副委員長 山田けんたろう 委 員 石じまきよし 伊藤祐司 川合保生 ささせ順子 田崎あきひさ 富田えいじ 山田かずひこ
欠席委員	な し
欠 員	な し
会議事件のため出席した者の職氏名	市長 吉田一平 市長公室長 加藤正純 次長（政策秘書担当） 川本満男 次長（人事、情報担当） 横地賢一 人事課長 北川考志 課長補佐 正林直己 人事係長 浅見 景 総務部長 中西直起 次長 加藤英之 行政課長 若杉雅弥 庶務係長 加藤優作 財政課長 嵯峨 剛 課長補佐 井上隆雄 管財係長 樋口展行 くらし文化部長 浦川 正 次長 磯村和慶 主幹 布川一重 課長補佐 名久井洋一 交流商工係長 中川暁敬 建設部長 水野 泰 次長 川本保則 土木課長 近藤泰介 主幹 丸山賢一

	維持管理係長 区画整理課長 課長補佐	閑谷乙温 朝井雅之 水野真紀子				計 26 人
職務のため 出席した者 の職氏名	議会事務局長	水野敬久	書記	浅井良和		
会 議 録	別紙のとおり					

別紙

委員長 開会宣言
出席委員は8名、定足数に達していることを確認

市長 あいさつ

議案第17号 長久手市財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について

財政課長 議案第17号について説明

伊藤委員 改正により行政財産も含まれるようになるとのことだが、具体的にどのようなことを想定しているのか。

財政課長 貸付けている行政財産について、災害等により使用の目的に供しがたくなると認める時に、無償貸付または減額貸付することを可能とするためである。例えば、新型コロナウイルス感染症により、公共施設が休館や時短措置となった場合に、利用者が減少するなどの影響が出る。公共施設が開館していることを前提に使用料を設定しているため、施設内に自動販売機が設置されている場合などに、この規定を用いて貸付料を減額することができるようになる。

田崎委員 今まで条例に行政財産を含んでいなかった理由はどのようなか。

財政課長 特に必要性がなかったためである。新型コロナウイルス感染症の影響が今後も続く状況を鑑みて条例改正を行うこととした。

(ささせ委員入室)

委員長 出席委員は9名、定足数に達していることを確認

石じま委員 市が損害を受けている事案はあるのか。また、この改正によりその事案は解消されるのか。

財政課長 損害は発生していない。今後不可抗力に対して柔軟に対応できるようになる。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 27 号 リニモテラス公益施設の指定管理者の指定について

たつせがある課長

議案第 27 号について説明

石じま委員 指定管理者としての実績はどのようなか。

たつせがある課長

「リニモッテ」は、リニモテラス公益施設を管理するために中電興業株式会社と株式会社TONZAKOデザインにより結成された共同事業体である。体感！しだみ古墳群ミュージアムでは、この 2 者に造園会社を加えた 3 者により結成された共同事業体が指定管理を請け負っている。

川合委員 「リニモッテ」という名称は指定管理を受ける団体の名称として適切なものか。

たつせがある課長

この名称で申請を受けており、問題ないと考える。

川合委員 法人格としての会社名でなければ、議案に「リニモッテ」と表記するのはおかしいのではないか。

たつせがある課長

法人格を取得していないが、団体ということであれば募集の際に特に定めがないため、受注できると判断した。

川合委員 中電興業株式会社と株式会社TONZAKOデザインを指定管理者として連名で表記すればよいのではないか。指定管理者の募集の際に、法人格がなくてもよいとしていたのか。

たつせがある課長

「リニモッテ」という名称で申請され、構成される 2 者で交わされた協定書には、責任割合、規則などが定められていることを確認している。

川合委員 応募の際に必要な登記事項証明書や事業計画書は 2 者からそれぞれ提出されたということによいか。

たつせがある課長

そのとおりである。

山田(け)委員 コーディネーターに 110 万円が計上されているが、指定管理者として 2 者による企画でリニモテラス公益施設を運営していくということか。

たつせがある課長

指定管理者が運営の中心となる。管理は中電興業株式会社、事業の運営は、株式会社TONZAKOデザインが中心となると考える。指定管理事業を実施する際にはリニモテラス運営協議会と連携しながら事業を行うことになる。

山田(け)委員 協定書には何が記載されるのか。

たつせがある課長

協定には基本協定と年度協定がある。基本協定には基本的事項が記載されている。年度協定には、指定管理料や支払い方法など毎年度確認す

べきものが記載される予定である。

ささせ委員 中電興業株式会社は、でんきの科学館、岐阜県先端科学技術体験センターの指定管理を担っており、企画力や提案力の高い評価を受けている。株式会社TONZAKOデザインは、交流のデザインをされた実績がある。その2者に加えて「まちの縁側育み隊」として実績のある名畑恵氏の意見を聞きながら、どのような流れで市民協働の部分を落とし込んだ指定管理をしていこうと考えているのか。

たつせがある課長

共同体を構成する2者の実績は申し分ない。市民の代表としてリニモテラス運営協議会がグリップを握って指定管理事業を行わなければならないと考えている。指定管理者が委託するコーディネーターと一緒に話をしていくよう内部で検討している。指定管理者が決まった後には定期的に打合せを行いたいと考えており、市も打合せに参加するなどして協力していきたい。

山田(か)委員 指定管理者選定委員会の結果には危機管理の項目が10点中8点となっている。どのような提案を受けたのか。

主幹 リスク分担や緊急時の対応などの基本的事項は網羅されていた。緊急時の対応については、指定管理者に入った苦情は指定管理者が対応し、速やかに市に報告する。市に苦情が入った場合は、速やかに指定管理者に報告し、協議する。重い事例の際には、中電興業株式会社の親会社である中部電力株式会社の知見も活かしながら対応していくという提案を受けている。

田崎委員 1者しか応募がなかったことをどのように分析しているか。

主幹 指定管理者を募集する3か月ほど前から行ってきたサウンディング調査には4者の参加があり、そのうち2者とは何度か協議を重ねてきた。公募の段階では、別の1者からも問い合わせがあり、3者ぐらいでの競争になるのではないかと予想していた。しかし、昨今の経済状況や行政と指定管理者のほかに市民団体も加わって運営していくという、長久手スタイルは経験がないと難しいとの声も聞こえており、最終的には1者となった。

田崎委員 中電興業株式会社の社長は、本市が中部電力株式会社と協定を締結したときの副社長だったことも指定管理者として応募していただいた要因なのか。

主幹 県内でも子育て世代が多く、本市との協定に基づき開発された子育て支援アプリにより、子育てグループのネットワーク化に取り組む旨も申請書に記載されていた。単純な金銭面だけの指定管理ではなく、本市への可能性を感じ、思い入れがあることも要因と考える。

田崎委員 指定管理料が高いという意見もあるが、どう考えているか。また、公益施設内に出店されるカフェとの連携はどのようなか。

たつせがある課長

指定管理料は、市内にある同規模施設の維持管理費を参考に積算している。共生ステーションと比較して開館時間が長いため、維持管理費が高くなっているが、適正な価格と判断している。カフェは、指定管理とは切り離して行政財産目的外使用となる。飲食のみならず、人と人をつなげていくという面もあるため、指定管理者と連携しながら進めていきたい。

田崎委員 カフェの事業者はいつ頃決まるのか。指定管理者があわせて運営した方がうまくいくのではないか。

たつせがある課長

市内でカフェを経営している事業者を選定しているが、供用開始が令和3年6月であるため、まだ決定手続きが終わっていない。今後、行政財産目的外使用の手続きを進めていく。サウンディング調査により、指定管理者がカフェを運営することは難しいとの声があったため、指定管理とは切り離すことにした。

田崎委員 指定管理者が物品販売や飲食物の販売をすることになった場合に、カフェと競合するから販売させないということはあるか。

たつせがある課長

指定管理者から話を聞いてコンセプトに合うものであれば、調整しながらやっていきたい。

伊藤委員 サウンディングにもこの共同体として応募してきたのか。

たつせがある課長

サウンディング時点で「リニモッテ」として名前が出てきていた。

富田委員 受ける側は110万円のコーディネーター代を妥当と考えているのか。

たつせがある課長

この金額は指定管理料を予算化するために市が積算した額である。今後、指定管理者がコーディネーターと委託契約を結ぶ予定であり、金額が適正かどうかも含めて調整していく。

川合委員 光熱水費はどれぐらいかかるのか。

たつせがある課長

同規模施設を参考に積算しており、約400万円と見積っている。

さとう委員 指定管理者のほかに、リニモテラス運営協議会がある程度事業を先導することになると思うが、責任者は誰になるのか。

たつせがある課長

基本的に指定管理者の統括者が責任者になると考える。

さとう委員 市が管理する長久手中央2号公園は指定管理者が優先して使えるのか。

たつせがある課長

利用者目線で使い方も見直していきたい。

さとう委員 公益施設内に観光交流協会の事務室はないが、観光交流の拠点としてどのような役目を果たしていくのか。また、観光交流協会はリニモテラ

ス公益施設とどのようにかかわっていくのか。

たつせがある課長

事務室はないが、大廊下などで観光案内ができればよいと期待している。

委員長

他にないようなので質疑及び意見を終了。

委員長

この際、暫時休憩。

<午前 10 時 27 分休憩>

<午前 10 時 40 分再開>

委員長

休憩前に引き続き会議を再開。

委員長

前日に川合委員から議員間討議の申し出があった。

委員長

「そもそも指定管理が必要なのか」を論点として、①「リリモット」が指定管理でなければならない理由は何か。②リリモテラスの活用方法や存在意義、4つの柱の内容が不明確ではないか。③市民主体はどこへ行ったのか。④議会から出した附帯決議が反映されていない。この4点が課題であるため、議員間討議を実施したい意向が表明された。

(8名の委員からそれぞれ意見が出る)

委員長

今回の議員間討議では、おおむね指定管理者に「リリモット」を指定する必要があるという意見であった。ただし今回、川合委員が課題として出した4つの課題については、他の委員にとっても、課題だと感じていることがわかった。また、この事業がうまく行ってほしいという気持ちは委員全員が一致しているため、今回、それぞれ御意見を言っていた分、さらに関心を持って今後の事業を見ていくことができると思うので、今後の成果や進捗状況を、委員会で引き続き調査していきたい。

委員長

議員間討議を終了する。

委員長

この際、暫時休憩。

<午前 11 時 12 分休憩>

<午前 11 時 15 分再開>

委員長

休憩前に引き続き会議を再開。

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 28 号 市道路線の認定について

土木課長 議案第 28 号について説明

伊藤委員 移管の条件はどのようなか。

土木課長 道路の築造が終了し、植栽の枯れ木補償等も指定された年数が経過したため、市道路線として認定し、市費を投じることが妥当と判断した。

伊藤委員 公園西 4 号線と公園西 7 号線の間にある道路は認定しないのか。

土木課長 歩行者専用道路のため、今回議案として提出した路線とは独立した整備を行っている。今後も植栽などを行う予定であるため、植栽の生育状況を踏まえた管理をしながら、令和 4 年度に市道路線として認定を行いたいと考えている。

伊藤委員 香流川左岸の道路は区画整理事業の区域外のため市道路線の認定はされているか。

維持管理係長 緑道であるため、市道路線の認定は行わない。

伊藤委員 香流川右岸の公園西 18 号線、公園西 19 号線も同様な扱いにしないのか。また、上郷地区付近の香流川堤防は緑道のような状態になっているが、市道路線として認定されていないのか。

主幹 左岸の道路は区画整理上は緑地となっている。緑道となるため管理はみどりの推進課が行っていく予定である。右岸の道路は区画整理上は、河川の一部となっている。一部植栽等もあるが、河川管理用道路として土木課が管理していくように調整している。

さとう委員 歩行者専用道路とせずに、接続していた方が便利だと考えられる路線もあるが、歩行者専用道路としなければならない理由は何か。

土木課長 生活道路であるため、幹線として整備された都市計画道路以外は抜け道とならないように配慮した。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 15 号 長久手市職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例について

市長公室長 議案第 15 号の訂正について説明（正誤表配付）

人事課長 議案第 15 号について説明

さとう委員 市の手続きについて押印不要とするのが趣旨だと思うが、基本的に全て改正したということによいか。

行政課長 市の条例では押印を規定している手続きは 10 件ほどあり、国や県の手続きで押印不要となったものについては、押印不要となる。ただし、規則や要綱等で定められた手続きについてはこれから整理していく。

さとう委員 引き続き押印が必要だと判断した条例はあるか。

行政課長 不動産等に関連する手続きのうち、実印での押印を求めている手続きについては、国においても改正が見送られたため本市でも同様に改正していない。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第 16 号 長久手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例を定める条例の制定について

人事課長 議案第 16 号について説明

さとう委員 この条例により市長の給料月額を 88 万円とすることで、年間 52 万円の減額が見込まれているとのことだが、特例条例により 88 万円からさらに 30 パーセント減額となっている今と比較すると、どうなるか。

人事課長 現在の給料月額は 61 万 6,000 円となっている。特例条例が施行され、88 万円から 30 パーセント減額された令和 2 年 6 月から 10 か月間で給料額 264 万円、期末手当約 112 万 9,000 円、合計約 376 万 9,000 円の減額となっている。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

委員長 委員長報告は委員長と副委員長への一任を確認。

委員長 閉会宣言

午前 11 時 43 分終了

以上、要点筆記は会議内容と相違ないので署名する。

令和 3 年 2 月 22 日

総務くらし建設委員会委員長 さとうゆみ